

議案第39号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平井伸治

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後号細目を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(防疫等業務手当)</p> <p>第4条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 保健所に勤務する保健師（第1号に掲げる業務に従事する職員を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ <u>感染症予防法第15条第1項の規定により結核患者に対して行う質問若しくは必要な調査又は感染症予防法第26条において準用する感染症予防法第19条第1項の規定により結核患者に対して行う入院の勧告の業務であって、面接により行うもの</u></p> <p>エ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(防疫等業務手当)</p> <p>第4条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 保健所に勤務する保健師（第1号に掲げる業務に従事する職員を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。